

令和6年4月1日から 「冷蔵倉庫の温度帯区分」が変わります！

○背景・経緯

冷凍食品の保管量の増加や電力料金の高騰等の環境の変化が生じているところ、過冷却を抑制し、環境負荷の低減を図る観点から、従来の温度帯区分を細分化することで、より適正な取引を促します。

○温度帯区分（新旧）

	旧	新	温度帯
10℃	C3	C3	-2℃を超え、+10℃以下のもの
-2℃	C2	C2	-10℃を超え、-2℃以下のもの
-10℃	C1	C1	-18℃を超え、-10℃以下のもの
-20℃	F1	F1	-24℃を超え、-18℃以下のもの
-30℃	F2	F2	-30℃を超え、-24℃以下のもの
-40℃	F3	F3	-35℃を超え、-30℃以下のもの
-50℃	F4	F4	-40℃を超え、-35℃以下のもの
			-45℃を超え、-40℃以下のもの
			-50℃を超え、-45℃以下のもの
			-50℃以下のもの

○温度帯区分の読替え

令和6年3月31日までに登録を受けている営業倉庫の温度帯区分について、以下の表のとおり移行します。よって、本改正に係る申請手続は不要です。

旧	新
F 1	F 2
F 2	S F 1
F 3	S F 3
F 4	S F 4

※旧C1において、新F1にまたがる温度は、原則、新C1として取り扱います。新F1として運用する場合には申請が必要です。

よくある質問

～「冷蔵倉庫の温度帯区分」改正～

【問1】 建設中（登録申請前）の営業倉庫の竣工が令和6年4月以降です。改正後の温度帯区分が適用されますか。

【回答】 改正後の温度帯区分が適用されます。

【問2】 令和6年3月末までに登録を受けている営業倉庫について、今回の改正により、温度帯区分（例：F2→SF1）が変更となります。申請手続は必要ですか。

【回答】 今回の改正では、旧温度帯区分を該当する新温度帯区分に移行しますので、申請手続は不要です。

【問3】 改正前の温度帯区分（C3～F4）を用いて料金設定し、契約などの実務においてもその温度帯区分を用いています。契約などの実務において改正後の温度帯区分（C3～SF4）を用いる場合、料金変更届出は必要ですか。

【回答】 不要です。旧F1～F3の温度帯区分について、新温度帯区分では以下のように細分化されますので、契約などの実務においても2つの新温度帯区分に相当（運用実態に応じて一方を選択することも可）するものとして取り扱います。

旧	新
F1	F1 / F2
F2	F3 / SF1
F3	SF2 / SF3
F4	SF4

【お問合せ先】

〒730-8544

広島県広島市中区上八丁堀6番30号

広島合同庁舎4号館

中国運輸局 交通政策部 環境・物流課

T E L : 082-228-3496

E - M a i l : cgt-ecologi@gxb.mlit.go.jp